

東海市創造の杜交流館管理規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市教育委員会教育長 加 藤 千 博

東海市教育委員会規則第3号

東海市創造の杜交流館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市創造の杜交流館の設置及び管理に関する条例（令和6年東海市条例第19号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、東海市創造の杜交流館（以下「創造の杜交流館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時休館日等の公表)

第2条 教育委員会は、条例第4条第2項の規定により創造の杜交流館を臨時に開館し、又は臨時に休館する場合においては、5日前までにその旨を公表するものとする。

(利用の許可)

第3条 条例第5条第1項の規定により創造の杜交流館の利用について許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、利用日（同一の利用施設の連続した2日間以上の利用にあつては、当該利用に係る利用期間の初日とする。以下同じ。）の属する月の6月前の月の初日から、次の各号に掲げる利用施設の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 次号に掲げる利用施設以外の利用施設 利用日前5日

(2) 映像編集室1、映像編集室2、多目的室、会議室1、会議室2、会議室3及び

ミーティング室 利用日

3 教育委員会は、第1項の申込書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、利用承諾書を申請者に交付するものとする。

4 条例第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可の取消し及び変更の手続）

第4条 利用者は、条例第5条第1項の許可の取消し又は変更を受けようとするときは、利用日前7日までに教育委員会に申し出なければならない。

（入館の制限等）

第5条 教育委員会は、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者その他創造の杜交流館の管理上支障があると認める者に対して、創造の杜交流館の入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（行為の禁止）

第6条 創造の杜交流館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外において、飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼすような行為をすること。
- (3) 許可を受けないで広告類等の掲示若しくは配布、物品の展示若しくは販売又はこれらに類する行為をすること。
- (4) 許可を受けないで業として写真又は映画の撮影、録音、録画その他これらに類する行為をすること。
- (5) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物等を携帯すること。
- (6) 所定の場所以外の場所に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (8) 前各号のほか、係員の指示に反する行為をすること。

（損傷等の届出）

第7条 利用者は、創造の杜交流館の設備又は器具等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を付けて教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い）

第8条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に創造の杜交流館の管理を行わせる場合における第2条から第5条まで、前条及び次条の規定の適用については、

第2条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「条例第4条第2項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第4条第2項」と、第3条第1項中「条例第5条第1項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第5条第1項」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項ただし書及び第3項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第4項中「条例第5条第1項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第5条第1項」と、第4条中「条例第5条第1項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第5条第1項」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条及び前条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、次条中「教育長」とあるのは「教育委員会の承認を受けて指定管理者」とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年5月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は公布の日から、次項及び附則第3項の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第2項の許可を受けようとする者は、第3条第1項及び第2項の規定の例により、利用申込書を提出しなければならない。
- 3 前項の申込書を受理した場合には、第3条第3項の規定の例により、内容の審査及び利用承諾書の交付をするものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が別に定める。